

# 情報ファイル information file



## 国保・年金

### 国民年金保険料 免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除要件により全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の制度があります。

申請する方は、7月から申請ができます。

免除申請期間は、7月から翌年の7月までの間はいつでもできますが、受付期間が長い分申請忘れも多くなりますので、できるだけ早く手続きをしてください。

また、若年者(30歳未満)を対象として、本人と配偶者の所得で猶予の判断をする「若年者納付猶予制度」、大学生・専門学校生などの学生を対象とする「学生納付特例」もあります。

ただし、猶予ですので免除はされません。

一部納付する場合は、次の保険料額(月額)の納付が必要になります。

※未納の場合、一部免除が無効になります。

・4分の3免除 3,780円

・2分の1免除 7,550円  
・4分の1免除 1万1,330円

#### 対象者

- ① 所得の少ない方
- ② 失業により保険料を納付することが困難と認められたとき(離職票などの写しが必要)
- ③ 事業の休止または廃止により離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき(貸付決定通知書の写しが必要)

#### 免除期間の取り扱い

保険料が未納になっていると、その未納となつている期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。免除を受けると、全額免除は免除を受けた期間の2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7が老齢基礎年金の受給額として反映されます。(平成20年度以前の率は右記の率とは異なります)

#### その他

免除期間中の納付免除を受けた分の保険料は、10年以内であれば追納することができます。この場合、2年を経過した分の保険料は当時の保険料に計算額を上乗せした額が追納額になります。

申請免除に必要なもの 年金手帳、印鑑

※平成22年1月2日以降高浜市

に転入した方は、申請者とその配偶者およびその世帯の世帯主それぞれの平成21年分所得(課税)証明書(所得額・控除額のわかるもの)が必要です。  
※今年度・前年度の失業により申

請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証などが必要です。

#### 問合せ先

岡市民窓口グループ  
☎5211111(内線216261)

## フォトニュース PHOTO NEWS

### 高浜市日本とりめし学会発足!

卵を産まなくなった廃鶏を最後まで大切にいたくために作る「とりめし」。高浜で古くから愛されてきたとりめしのすばらしさを全国に広めるべく、「高浜市日本とりめし学会」が発足しました。高浜市商工会が主となり、飲食店や学識経験者とともに、とりめし取り扱い店舗のマップ作成やホームページでの紹介、鬼みちまつりでの試食会などを通じて高浜のとりめしをPRしていく予定です。将来的には、B-1グランプリへの出場や日本とりめしサミットの開催をしたい、と大きな夢を抱え始動したとりめし学会。皆さんも、食卓にとりめしを載せてみませんか?

